

# 日本へ入国される皆様へ

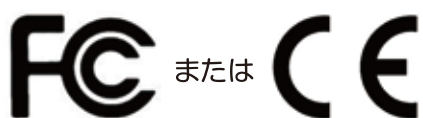
**Wi-Fi端末やBluetooth端末を**  
日本国内へ自ら持ち込む場合、  
日本の技術基準適合証明等を取得し、  
**技適マークが表示されているもののみ**  
国内での使用が認められています。



ただし、入国の日から**90日以内**に限って、  
以下の条件を満たす端末の使用が  
認められます。

## Wi-Fi 端末

米国の**FCC認証**や欧州の**CEマーク**の表示及び  
**Wi-Fi Allianceの認証**を受けた旨の表示（認定ロゴ）があるもの



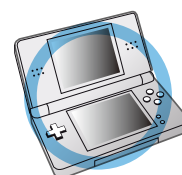
### Wi-Fi 認定ロゴの例



※機器本体に表示がない場合、取扱説明書等に表示されている場合があります。

スマートフォンなどを  
公衆無線LANスポットに接続して  
使用できます。

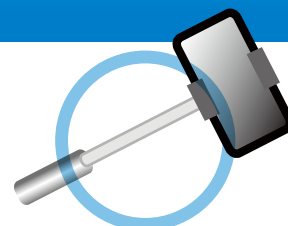
ただし、2.4GHz帯の周波数を使用する場合は  
テザリングによる通信も可能です。



【無線LANルーター】

## Bluetooth 端末

**Bluetooth SIGの認証**を受けた旨の表示（認定ロゴ）があるもの



- ※注意
1. 使用できる周波数は、2.4GHz帯(屋内外)、5.2GHz帯(屋内)、5.3GHz帯(屋内)及び5.6GHz帯(屋内外)のみに限られます。
  2. 技適マークを取得せずに入国の日から90日を経過してから使用すると、電波法違反として罰せられることがあります。
  3. パソコンなどの端末を有線接続する場合は、イーサネット(10BASE-T、100BASE-TX、1000BASE-T)による接続であれば、同様に90日以内に限って電気通信事業者の事前の検査なしに使用が認められます。